

第6章 計算

第1節 総説

株式会社と取引する者（会社債権者）にとって、株式会社の財産状態がどのようなものであるかは非常に重要である。そこで、会社取引の円滑を図るために、株式会社の財産状態を正確に把握できる手段が確保されていることが不可欠となる。

また、会社経営に直接かかわらない株主の利益保護も重要である。すなわち、株主は、株式会社の経営状態が悪ければ剩余金の配当を受けられないから、株式を持ち続けるか売却するかを判断するためには、その経営状態について知る必要がある。また、株式会社の経営状態をよく知っていなければ、株主総会における利益処分（損失処理）の意思決定ができない。

そこで、会社法は株式会社の計算につき詳細な強行規定をおき、株式会社の財産状態の明確性・透明性を確保しようとしている。「ステークスホルダーの利益のために」

第2節 会計帳簿

【会計帳簿とは？】

会計帳簿とは、現金出納帳や売上帳などの総称です。簡単に言うと、会社の毎日のお金の出し入れを記載した帳簿です。従業員が近くのスーパーで買ってきていた電球から、取引先からの仕入れ値など、その会社のお金の出し入れが1つ1つ記載されています。“会計帳簿を見れば、その会社のお金の出し入れの1つ1つがわかる”ということを意識して下さい。



1 保存義務

会社法432条（会計帳簿の作成及び保存）

- 2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

「会計帳簿の閉鎖の時」とは、事業年度末と解されている。

2 閲覧等の請求

(設例)

- (1) 非公開会社である株式会社A商事の株主Xは、A商事の株式を1株有している（A商事の発行済株式数は1000株である）。この場合、Xは請求の理由を明らかにして、会計帳簿の閲覧請求をすることができるか？
- (2) 公開会社である株式会社A商事の株主Xは、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有するが、株式を取得してから1週間しか経っていない。この場合、Xは請求の理由を明らかにして、会計帳簿の閲覧請求をすることができるか？

会社法433条（会計帳簿の閲覧等の請求）

- 1 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の100分の3（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

1. 意義

会社法は、株主に対し、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧・謄写請求権、及びこれらが電磁的記録の形で作成された場合はそれを表示したものの閲覧・謄写請求権を認めている（会社法433条1項）。「会社の不正を暴くには」
なお、親会社社員にも、子会社の会計帳簿・資料の閲覧・謄写請求権が認められている（会社法433条3項）。

2. 趣旨

株式会社の株主に会計帳簿等の閲覧等請求権が認められた趣旨は、株主の権利を確保し又は行使するため、特に役員等に対し責任追及の訴えを提起する前提としてその資料を得ることにある。

親会社社員にも会計帳簿等の閲覧等請求権が認められた趣旨は、親会社が子会社を利用して不祥事をはたらくことが少なくないことから、このような不祥事を発見しやすくすることにある。

3. 閲覧請求の要件

以下のどちらかの要件を満たした株主に認められる。

①総株主（株主総会において決議事項全部につき議決権を行使できない株主を除く。）の議決権の100分の3以上の議決権を有すること

②発行済株式（自己株式を除く。）の100分の3以上の数の株式を有すること

※公開会社においても、「6か月前から」という要件がない。

このように、閲覧等請求権が総株主の議決権比率によるのみならず、発行済株式比率によることが認められたのは、議決権を行使できない株主にもその権利を行使することができるようにするのが妥当と考えられるからである。また、少数株主権とされたのは、濫用の危険が考慮されたからである。

4. 請求の拒否

帳簿の閲覧は株主の利益のために認められるものであるから、閲覧を認めることが株式会社の利益に反するのであれば、ひいては総株主の利益に反することになるので、その請求は認めるべきではない。ただし、株式会社の主張をそのまま認めて請求を拒否できると取締役等の責任追及が困難となる。そこで、会社法は、会社法433条2項1号～5号の拒絶事由に該当すると認められる場合にのみ、株式会社は請求を拒絶できるとした。

5. 親会社社員による子会社の会計帳簿閲覧・謄写請求権

株式会社の親会社社員は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、その株式会社の会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧・謄写等を請求することができる（会社法433条3項前段）。

第3節 計算書類等

【計算書類とは?】

計算書類とは、貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）などのことです。

これは、ホームページで公開していることもあるくらいですので、別に見られても問題ありません。



1 意義

計算書類：貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの（会社法435条2項）

株式会社は、定款所定の決算期ごとに、その事業年度に関する以下の書類について、監査役を設置している株式会社においては監査役（監査等委員会設置会社では監査等委員会、指名委員会等設置会社では監査委員会）及び会計監査人がいれば会計監査人の監査を受け、取締役会設置会社では取締役会で承認を受けなければならない。

- ①計算書類
- ②事業報告
- ③上記①②の附属明細書

その上で、①と②を定期株主総会に提出して、②についてはその内容を報告し、①については株主総会の承認を求めなければならないのが原則である（会社法435条～439条）。「会社のカルテ」

2 内容・様式

【貸借対照表と損益計算書】

貸借対照表…一定時点（事業年度末）の株式会社の財産の状況を表したもの

です。

損益計算書…一定期間（一事業年度）の株式会社の経営状況を表したもの

です。

26. 4. 1

27. 3. 31

損益計算書

貸借対照表



1. 貸借対照表

貸借対照表とは、決算期において、株式会社が現に有する財産額と有すべき財産を対照し、会社財産の構成状態を明らかにする書類をいう。

資産の部、負債の部及び純資産の部からなり、勘定科目ごとに価額を示したものである。勘定式の場合、左側（借方）には資産が記載され、右側（貸方）には負債と純資産が記載される。

【見本】

貸借対照表 —— B/S (Balance sheet)

(株)○○

平成27年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	(600)	I 流動負債	(220)
現金及び預金	42	支払手形	20
受取手形	44	買掛金	80
売掛金	96	短期借入金	96
有価証券	88	未払金	24
商品	320	II 固定負債	(204)
前払費用	10	長期借入金	100
II 固定資産	(580)	社債	36
1 有形固定資産	(500)	退職給与引当金	68
建物	320	負債の部合計	424
備品	24		
土地	156	純資産の部	
2 無形固定資産	(20)	I 株主資本	
特許権	20	1 資本金	24
3 投資等	(60)	2 資本剰余金	(10)
投資有価証券	30	(1) 資本準備金	4
長期貸付金	20	(2) その他資本剰余金	6
長期預金	10	3 利益剰余金	(504)
III 繙延資産	(20)	(1) 利益準備金	4
開発費	20	(2) その他利益剰余金	(500)
		別途積立金	200
		繰越利益剰余金	300
		4 自己株式	△ 2
		II 評価・換算差額等	(200)
		1 その他有価証券評価	200
		差額金	
		III 新株予約権	40
		純資産の部合計	776
資産の部合計	1200	負債及び純資産の部合計	1200

2. 損益計算書

損益計算書とは、一会计期間（计算書類の場合は一事業年度）における収益とそれに対応する費用とを記載することにより、その期間内の株式会社の経営成績を明らかにする書類をいう。

【見本】

損益計算書 —— P/L (Profit and Loss Statement)

(株)〇〇	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	(単位:百万円)
売上高	400	
売上原価	300	
売上総利益	100	
販売費及び一般管理費	70	
営業利益	30	
営業外収益	10	
(受取利息及び配当金)	(8)	
(その他)	(2)	
営業外費用	6	
(支払利息)	(1)	
(その他)	(5)	
経常利益	34	
特別利益	5	
(投資有価証券売却益)	(4)	
(関係会社株式売却益)	(1)	
特別損失	7	
(減損損失)	(6)	
(その他)	(1)	
税引前当期純利益	32	
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	2	
当期純利益	29	

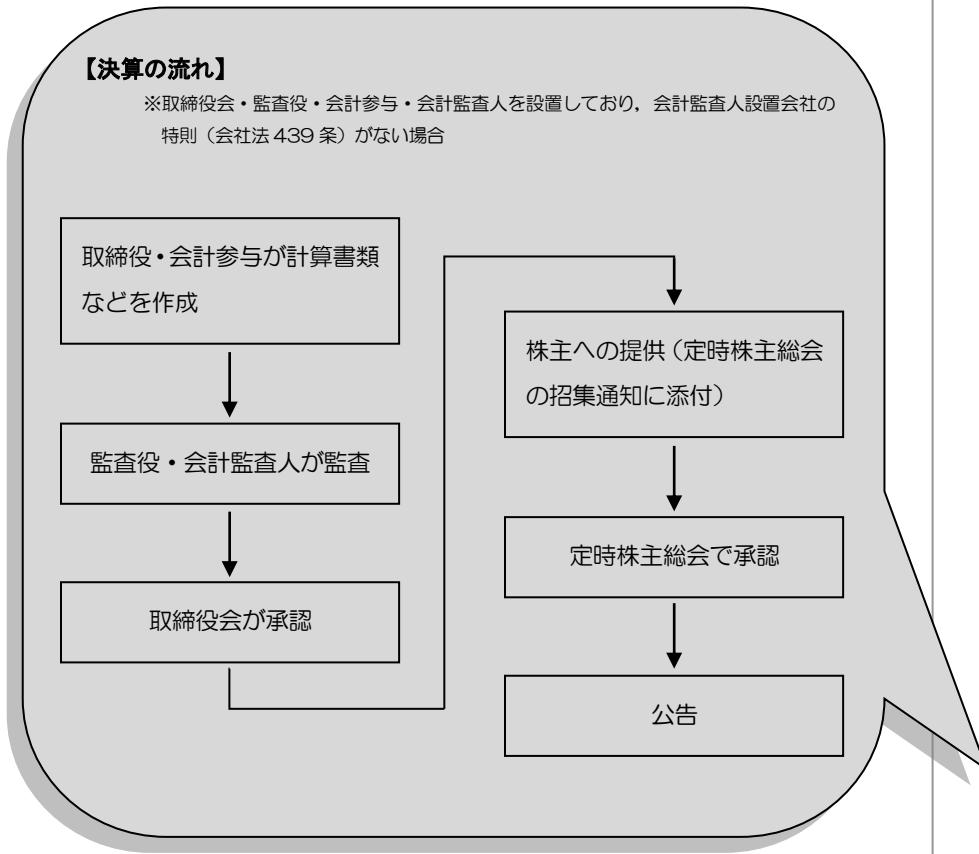
3. 事業報告

一定の事業年度中における会社又は会社及びその子会社からなる企業集団の事業の状況の概要を文章の形で記載又は記録した報告であり、計算書類とともに作成が強制されているものである（会社法435条2項）。

4. 附属明細書

計算書類及び事業報告の記載・記録を補足する重要な事項の詳細を記載した文書である。

3 作成・監査・公示・承認・公開



⑦「決算！決算！総決算！」



1. 作成・保存

会社法435条（計算書類等の作成及び保存）

- 2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 株式会社は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に関する計算書類及び事業報告とこれらの附属明細書を作成しなければならない（会社法435条2項）。

さらに、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類とその附属明細書を保存しなければならない（会社法435条4項）。

2. 監査・承認

(設例)

株式会社A商事は、取締役会設置会社であり、会計監査人設置会社であり、監査役設置会社である。A商事の計算書類等の監査・承認の手続はどうのように行われるか？

【計算書類等の承認・監査】

監査役設置会社 (会計監査人設置 会社を除く)	会計監査人設置会社	取締役会 設置会社
計算書類及び 附属明細書	監査役（ <u>監査等委員会</u> 、監査委員会）及び 会計監査人の監査	
事業報告及び 附属明細書	監査役（ <u>監査等委員会</u> 、監査委員会）の監 査	取締役会の承認

(1) 監査役・監査等委員会・監査委員会の監査

- (a) 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計事項に限定する定款の定めがある会社を含み、会計監査人設置会社を除く）

計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない（会社法436条1項）。

会計監査であるため、監査役の監査の範囲を会計事項に限定する定款の定めがある株式会社を含む。

- (b) 会計監査人設置会社

計算書類及びその附属明細書は監査役（監査等委員会設置会社では監査等委員会、指名委員会等設置会社では監査委員会）及び会計監査人の監査を、事業報告及びその附属明細書は監査役（監査等委員会設置会社では監査等委員会、指名委員会等設置会社では監査委員会）の監査を、それぞれ受けなければならない（改正会社法436条2項）。

(2) 取締役会の承認

計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書の作成は業務執行行為の一環であるから、取締役会設置会社においては取締役会の承認が必要である（会社法436条3項）。

監査役、監査等委員会、監査委員会又は会計監査人の監査がなされる場合には、取締役会の承認は、その監査の後になされる。監査機関の監査を受けた後に取締役会の承認を要するものとしたのは、監査意見を参照して取締役会が承認するか否かを判断することが適切であるためである。

※非取締役会設置会社においては、計算書類等が作成された後、（監査役や会計監査人がいる場合には、それらの者の監査を受け）定時株主総会に提出・提供して、その承認を受けることとなる（会社法438条）。

3. 事前の開示

（設例）

- (1) 株式会社は、その本店に、何年間、計算書類等を備え置かなければならぬいか？
- (2) 株式会社は、その支店に、何年間、計算書類等を備え置かなければならぬいか？
- (3) 公開会社である株式会社A商事の株主Xは、A商事の株式を1株有している（A商事の発行済株式数は1,000株である）。この場合でも、Xは計算書類等の閲覧を請求することができるか？
- (4) 上記(3)の事例において、A商事の債権者Yは、計算書類等の閲覧を請求することができるか？

(1) 招集通知への添付

(a) 取締役会設置会社

取締役会設置会社においては、取締役は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告（監査を受けたものについては、さらに、監査報告・会計監査報告も含む）を提供しなければならない（直接開示。会社法437条）。

(b) 非取締役会設置会社

非取締役会設置会社においては、株主総会の招集通知が必ずしも書面や電磁的記録によってなされるとは限らないため（会社法299条2項2号、3項参照）、招集通知に際して計算書類を提供することは要求されない（会社法437条参考）。

(2) 計算書類等の備置き

株式会社は、定時株主総会の1週間前（取締役会設置会社では2週間前）の日から、計算書類・事業報告及びこれらの附属明細書（監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社、会計監査人設置会社では、さらに監査報告又は会計監査報告）を5年間本店に、その写し（電磁的記録も可）を3年間支店に備え置かなければならない（会社法442条1項1号、2項1号）。

もっとも、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であって、支店において請求者による記録事項の閲覧請求及び記録事項を提供することの請求又は記録事項を記載した書面の交付の請求に応じることを可能とする措置を採っている場合には、支店に備え置くことを要しない（会社法442条2項ただし書、3項3号、4号）。

(3) 計算書類等の閲覧

株主（持株数や保有期間の要件はない）及び会社債権者は、営業時間内はいつでも、上記の書類の閲覧を求め又は謄本・抄本（電磁的記録も可）の交付を請求（電磁的方法による提供も含む）することができる（間接開示。会社法442条3項）。

また、親会社社員も、権利行使のため必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧請求、謄本・抄本の交付を請求することができる（会社法442条4項）。

4. 株主総会における承認・報告

（設例）

- (1) 株式会社は、事業報告について、定時株主総会の承認を受けなければならぬか？
- (2) 計算書類について、取締役会が承認し、株主総会には報告するのみでその承認を受けないで済むようにするためにには、いかなる機関を設置している必要があるか？

(1) 原則

取締役は、計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出又は提供し（会社法438条1項）、計算書類についてはその承認を受けなければならず（会社法438条2項）、事業報告についてはその内容を報告しなければならない（会社法438条3項）。

(2) 会計監査人設置会社である取締役会設置会社の特例

会計監査人設置会社である取締役会設置会社においては、取締役会の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、定時株主総会の承認を受ける必要はなく、取締役は、その計算書類の内容を定時株主総会に報告すれば足りるとされている（会社法439条）。専門家である会計監査人の監査によって、株主の保護を十分に図ることができるからである。

※株主総会決議を省略するための要件（会社計算規135条）

- ①作成された計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見が含まれている場合
- ②監査役、監査役会、監査委員会の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がない場合
- ③監査役会監査報告に付記された各監査役の報告がある場合に、その内容が、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見ではないこと。指名委員会等設置会社において監査委員会の監査報告について各監査委員が付記した意見についても同様

【要点】

「監査する人みんなが『問題ない』と言っている」ということです。



- ④特定監査役が、特定取締役及び会計監査人に対して、監査報告の内容を通知していること
- ⑤取締役会を設置していること

（注）監査等委員会設置会社についても、これと同様の規律が設けられる見通しだある。

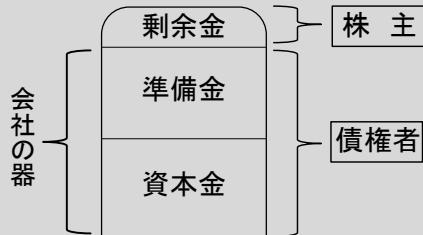
第4節 資本金及び準備金



「資本金及び準備金」を見ていきましょう。

学生 「資本金って、『これ以上の儲け（剩余金）が出ない限り、株主に配当しません』っていう“株式会社の器”を表すものでしたよね？ 具体的には、どういうことなんですか？」

株主は有限責任しか負わないので、債権者にとっては、株式会社の財産のみが最後の抛り所となります。よって、株式会社を財産という視点から見ると、以下のようになります。



※「剩余金」「準備金」「資本金」は、それぞれの間ですべて移動可能です。

この図は、会社財産については、債権者が株主に優先することを表しています。債権者のためにあるのが、「資本金及び準備金」です。



学生 「なるほど。ここでは、どういうことを勉強していくんですか？」

この「資本金」「準備金」を増加させたり減少させたりするには、どのような手続が必要かということを勉強していきます。たとえば、資本金を減少し、剩余金に組み入れる場合には、「債権者保護手続（債権者の異議手続）」というものが必要になります。なぜなら、資本金を減少し剩余金に組み入れると、株式会社の器が小さくなり、剩余金の配当がしやすくなるからです。簡単にいって、株式会社の財産が、債権者のためのものから株主のためのものに移動するということです。



【本節の株主総会の決議要件の思い出し方】

(原則) 本節において株主総会の決議を要する場合は、原則として普通決議で構いません。

(例外) 例外的に特別決議が要求されます。



1 総説

株式会社においては、社員たる株主が間接有限責任しか負わず、会社財産のほかに財産的基礎となるものがない。

そこで、会社法は、資本金という一定額を基準として、それにさらに準備金という制度を設け、これらに対応する会社財産を維持することを求め、原則としてそれらを超える部分に限って剰余金として株主に配当することを認めている。

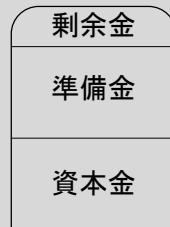
従って、資本金と準備金の制度は、剰余金配当制度との関係で意味をもつ制度である。

ただし、株式会社には「資本金」「準備金」として指定された特定の財産があるわけではない。

従って、資本金や準備金の増加・減少は、貸借対照表上の資本金の額又は準備金の額という数字（計数）が増減することを意味するにすぎず、現実の会社財産の増減を意味するものではない。⑦「お金がなくてち愛さえあれば」

【株式会社の器を変えるだけ】

資本金や準備金は、株式会社の器（中身〔現実の会社財産〕）があるとは限らない）にすぎません。よって、資本金や準備金の増加・減少も、中身（現実の会社財産）を変えるものではなく、株式会社の器を変えるものにすぎないのです。



2 資本金

1. 意義

資本金：会社財産を確保するための基準となる一定の数額

資本金の額は、授権資本制度が採用されている関係から定款には記載又は記録されないが、株主のみならず会社債権者にとっても重要な意味を有するので、登記により一般に公示される（会社法911条3項5号）。

2. 資本金の額の算定

(設例)

株式会社は、剩余金全額について配当することができるか？

会社法445条（資本金の額及び準備金の額）

- 1 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする。
- 2 前項の払込み又は給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができる。
- 3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。
- 4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金（以下「準備金」と総称する。）として計上しなければならない。

(1) 資本金の額

資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立・株式の発行に際して株主となる者が株式会社に対して払込み・給付した財産の額とされる（会社法445条1項）。ただし、払込み・給付に係る額の2分の1を超えない額は、資本金として計上しないことができ（会社法445条2項），その場合には、それは資本準備金として計上しなければならない（会社法445条3項）。

(2) 剰余金の配当

剰余金の配当をする場合には、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を、基準資本金額（資本金の額に4分の1を乗じて得た額）に達するまで資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない（会社法445条4項，会社計算規22条）。

営業不振等で、会社財産が資本金の額以下になった、つまり欠損が生じたときに備えるためである。

3. 資本金の額の減少

(1) 総説

資本金は、会社財産を確保するための基準となる一定の数額であり、資本金の額を減少することは、剰余金配当を容易にすることであり、会社財産維持に重要な影響を与えるため、会社債権者の利益に重要な影響を及ぼす。よって、資本金をみだりに減少することは許されない。しかし、これを認める実際上の必要性もあるため、会社法は、厳重な手続を定めて資本金の額の減少を許容している。

減少した資本金の額については、以下の用途に用いることができる。

①資本の欠損（純資産額が資本金と準備金の合計額に満たない場合＝名目上の資本金の額の減少）のてん補に充てること

②準備金を増加すること（会社法447条1項2号）

③剰余金として株主への配当財源（会社法446条3号）に充てること（会社財産の減少＝実質上の資本金の額の減少）

※減少した資本金の額の一部を準備金とし、残部を剰余金とすることもできる。

(2) 手続

(設例)

(1) 株式会社A商事は、欠損てん補のために資本金の額の減少を行おうと考えている。この場合、A商事は臨時株主総会の普通決議で、資本金の額を減少することができるか？

(2) 株式会社A商事の取締役Xは、募集株式の発行により資本金の額を1,000万円増加すると同時に、資本金の額を1,000万円減少しようと考えている。この場合の資本金の額の減少につき、株主総会の特別決議を要するか？

会社法447条（資本金の額の減少）

1 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する資本金の額

二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額

三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第1号の額は、同項第3号の日における資本金の額を超えてはならない。

3 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日前の資本金の額を下回らないときにおける第1項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）」とする。

【資本金の額を減少する唯一の方法】

この会社法447条の規定による方法以外に、株式会社が資本金の額を減少させる方法はありません。



資本金の額の減少をする場合に定める必要があるのは、以下の事項である(会社法447条1項)。

①減少する資本金の額

②減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額

③資本金の額の減少の効力発生日

※減少する資本金の額は、効力発生日における資本金の額を超えてはならない(会社法447条2項)。すなわち、マイナスとなる資本金の額の減少は認められない。

(a) 決議機関

①原則

株主総会の特別決議で決定する(会社法447条1項、309条2項9号)。

②例外

i 以下の2つの要件を満たす場合は、株主総会の普通決議があれば足りる(会社法447条1項、309条2項9号イ、ロ)。

(i) 定時株主総会において資本金の額を減少する

(ii) 資本金の額の減少を行った後に配当可能な剰余金が生じない
このような欠損てん補の場合には、将来の剰余金配当が容易になるだけであり、会社財産の流出には直ちにはつながらないため、株主にとつて不利益はないからである。定時株主総会では正式な貸借対照表が承認され、欠損てん補のために資本金の額を減少していることが明確となるため、定時株主総会においてのみ認められる。

ii 以下の2つの要件を満たす場合は、その後に掲げる決議で足りる(会社法447条3項)。

(i) 株式の発行と同時に資本金の額を減少する

(ii) 資本金の額の減少の効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回らない(資本金の額が結果的に減少しない)
・(非取締役会設置会社) 取締役の決定(取締役の過半数の一致)
・(取締役会設置会社) 取締役会の決議

このような場合には、結局、資本金の額の減少が生じず、株主の利益を害さないからである。

※100%減資とは？

資本金の額の減少の際に既存株主の持株数をゼロにし、資本金の額をゼロにすることをいう。

債務超過状態に陥っている株式会社が、任意整理によって再生しようとする際に採られる方法である。このような株式会社が、新たな出資を募る場合において、従前の株主が残っていると、新たな株主が再生後の価値増加分を従前の株主と分け合うことになり、これでは、新たな出資者にとってのメリットは少なく、出資者を集めるのが困難となる。そこで、すべての株主を入れ替える手続が必要となるのである。

会社法改正前において、会社が債務超過の場合に既存会社の持主の持株をゼロにし、新たな出資者を募る手続は、必ず資本金の額の減少（及び株式消却）手続とともに行われた。そこで、この手続を「100%減資」と呼んだのである。

これに対し、会社法上、同様の結果をもたらす手続として以下の全部取得条項付種類株式を利用した手続があげられる（単一株式発行会社であることが前提である）。

- ①種類株式を定め種類株式発行会社となる。
- ②既発行の株式を全部取得条項付種類株式とする（株主総会特別決議で可能）。
- ③当該全部取得条項付種類株式の取得
- ④募集株式の発行等

この手続によると資本金の額の減少手続は、必要的ではなく、従つて「100%減資」という俗称は、会社法の下においては適切な表現とはいえない。

(b) 債権者保護手続（債権者の異議手続）

（設例）

- (1) 株式会社が資本金の額を減少する場合に、債権者保護手続を省略することができる場合はあるか？
- (2) 株式会社A商事は、資本金の額を減少するため、債権者保護手続として、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞である日本新聞による公告を行った。この場合、A商事は資本金の額を減少することができるか？なお、A商事は知れている債権者に対する各別の催告をしておらず、また、A商事の定款には、公告方法として官報に掲載する方法しか定めていない。

会社法449条（債権者の異議）

- 1 株式会社が資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）の額を減少する場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。ただし、準備金の額のみを減少する場合であって、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。
 - 一 定時株主総会において前条第1項各号に掲げる事項を定めること。
 - 二 前条第1項第1号の額が前号の定時株主総会の日（第439条前段に規定する場合にあっては、第436条第3項の承認があった日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。
- 2 前項の規定により株式会社の債権者が異議を述べることができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第3号の期間は、1箇月を下ることができない。
 - 一 当該資本金等の額の減少の内容
 - 二 当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
 - 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第939条第1項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第2項第3号の期間内に異議を述べたときは、株式会社は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

【Realistic rule】

株式会社の資本金の額の減少においては、債権者保護手続が必ず要求されます（手続が緩和されることはあっても、不要となることはありません）。



- ①資本金の額を減少する場合において、会社債権者保護のために、株式会社は債権者に異議を促し、異議がある債権者に弁済等をすることを要する。そのため、株式会社は、債権者に対して、以下の手続を行わなければならない（会社法449条2項）。

i 原則

- (i) 以下に掲げる事項を官報で公告(公告方法が日刊新聞紙又は電子公告である場合でも)
 - ア 資本金の額の減少に異議があれば1か月を下らない一定の期間内にそれを述べることができる旨
 - イ 資本金の額の減少の内容
 - ウ 株式会社の計算書類に関する事項で法務省令に定めるもの
- (ii) 上記ア～ウを知っている債権者に各別に催告

【債権者保護手続の公告期間】

(原則) 1か月

(例外) 2か月

【官報公告に限定されている理由】

複数の株式会社の債権者となっている者もいます。そこで、定款の公告方法にかかわらず官報公告を要求しておけば、債権者は官報のみをチェックしておけばよいということになります(ex. 銀行は常に官報をチェックしています)。



ii 例外

- (i) 上記ア～ウを官報で公告
 - (ii) 上記ア～ウを、定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告により公告
- ※この場合、各別の催告は不要である（会社法449条3項）。事務負担軽減が趣旨である。ただし、定款の公告方法が官報のみである場合には、この方法は使えない。

【二重の公告】

(原則) この二重の公告による各別の催告の省略は認められます。

(例外) 例外的に認められない場合があります。



②債権者が上記の期間内に異議を述べなかった場合には、当該債権者は資本金の額の減少を承認したものとみなされる（会社法449条4項）。一方、異議を述べた場合には、債権者を害するおそれのない場合を除き、弁済し、相当の担保を供し、又は信託会社等に相当の財産を信託しなければならない（会社法449条5項）。

(3) 資本金の額の減少の効力発生

(設例)

非取締役会設置会社である株式会社A商事は、平成27年4月2日を効力発生日として、資本金の額の減少をしようとしたが、同日までに、債権者保護手続が終了しないことが判明した。この場合、A商事はどのような手続を採れば、資本金の額の減少を実行することができるか？

資本金の額の減少の効力は、資本金の額の減少決議で定めた資本金の額の減少の効力発生日に発生する（会社法449条6項1号）。ただし、債権者保護手続が終了していないときは、この限りでない（会社法449条6項柱書ただし書）。

なお、株式会社は株主総会等で定めた効力発生日まではいつでも効力発生日を変更することができる（会社法449条7項）。この効力発生日の変更は、通常の業務執行として、以下の機関により行う。

- ・（非取締役会設置会社）取締役の決定（取締役の過半数の一致）
- ・（取締役会設置会社）取締役会の決議

なお、効力発生日の変更については、債権者保護手続は不要であると解されている。

(4) 資本金の額の減少の実行

現行法上、株式と資本金の額との関係は断絶しているので、資本金の額を減少しても、当然には株式の数は減少しない。

4. 資本金の額の増加

(設例)

取締役会設置会社である株式会社A商事は、剰余金の額を減少して資本金の額を増加することを、取締役会で決議することができるか？

会社法450条（資本金の額の増加）

- 1 株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 減少する剰余金の額
 - 二 資本金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第1項第1号の額は、同項第2号の日における剰余金の額を超えてはならない。

株式会社は、株主総会の普通決議により、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる（会社法450条1項、2項）。

この場合、株主総会決議では、以下に掲げる事項を定めなければならない（会社法450条1項）。

①減少する剰余金の額

②資本金の額の増加の効力発生日

※①の額は、②の日における剰余金の額を超えてはならないとされている（会社法450条3項）。

なお、この場合、債権者保護手続を探る必要はない。資本金の額が増加するため、かえって債権者の利益となるからである。

5. 申請書の内容（資本金の額の減少）

（1）登記の事由

「資本金の額の減少」と記載する。

（2）登記すべき事項

「年月日変更

資本金の額 金1,000万円」等と記載する。

年月日は、資本金の額の減少の効力発生日を記載する。

※資本金の額を減少する場合、株式の消却又は併合を併せて行わなければならぬとする規定はない。

（3）添付書面

①**株主総会議事録**（原則として特別決議の要件を満たすもの。例外の要件に該当する場合は普通決議の要件を満たすもので足りる）

資本金の額の減少を決議した株主総会の議事録

②**一定の欠損の額が存在することを証する書面**

欠損てん補の場合で、定時株主総会の普通決議で資本金の額の減少をするときに、この書面を添付する（商登規61条6項）。

具体的には、代表者作成の証明書がこれに当たる。

③**取締役会議事録又は取締役の過半数の一致を証する書面**

募集株式の発行等と同時に資本金の額の減少をするときには、募集株式の発行等において必要な添付書面のほか、この書面を添付する。

④**公告及び催告をしたことを証する書面**

※以下が、債権者保護手続の添付書面の基本的な考え方となる。以下の添付書面を、本テキストでは「債権者保護手続関係書面」という。

債権者保護手続として、官報公告及び定款所定の時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に公告又は電子公告をした場合には、これらの**公告をしたことを証する書面**（具体的には、公告を掲載した官報、日刊新聞紙、電子公告調査機関の調査報告書（会社法946条4項）がこれに当たる）、官報公告及び各債権者に催告をした場合には、**公告及び催告をしたことを証する書面**を添付する。

なお、当該公告等に債権者が異議を述べなかった場合には、申請書にその旨（「異議を述べた債権者はいない」）を記載する。

これに対し、異議を述べた債権者がいる場合において、債権者を害することがないときは、債権者を害するおそれがないことを証する書面（代表者がその旨を記載した書面で足りる）を、債権者に弁済等をしたときは、異議を述べた債権者に弁済をしたことを証する書面等を添付する。

⑤資本金の額の減少の効力発生日を変更したことを証する書面

資本金の額の減少の効力発生日を変更した場合には、それを証する書面として、取締役会議事録又は取締役の過半数の一一致を証する書面を添付する。

⑥委任状

※資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面（商登規 61 条 5 項）については、登記記録から、減少する資本金の額が効力発生日における資本金の額を超えないことを確認することができるので、添付することを要しない（平 18. 3. 31 民商 782）。

(4) 登録免許税

申請件数 1 件につき、3 万円（登免法別表 1.24(1) ツ）。

【申請例63 資本金の額 減少】

事例： 平成 27 年 6 月 28 日、株主総会において、同日をもって、資本金の額を 800 万円減少し、金 200 万円とする特別決議がなされた。なお、債権者に対しては、適法に、定款に定められた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙及び官報により公告がなされており、当該資本金の減少について、異議を述べた債権者はいない。

※このように、資本金の額の減少に先立って債権者保護手続を行うことも可能である。

- | | |
|------------|--|
| 1. 登記の事由 | 資本金の額の減少 |
| 1. 登記すべき事項 | 平成 27 年 6 月 28 日変更
資本金の額 金 200 万円 |
| 1. 登録免許税 | 金 3 万円 |
| 1. 添付書面 | 株主総会議事録 1 通
公告をしたことを証する書面 2 通
異議を述べた債権者はいない
委任状 1 通 |

資本金の額	金 1,000 万円	
	金 200 万円	平成 27 年 6 月 28 日変更
		平成 27 年 7 月 1 日登記

【申請例64 資本金の額 減少（欠損てん補）】

事例： 平成27年6月28日、定時株主総会において、欠損額が金800万円に達しているため、同日をもって、当該欠損をてん補するため、資本金の額を800万円減少し、金200万円とする議案が、議決権を有する株主の過半数で決議された（議決権を有する株主は全員出席している）。なお、債権者に対しては、適法に、定款に定められた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙及び官報により公告がなされており、当該資本金の減少について異議を述べた債権者が2名いたことから、この2名のため会社所有の不動産に対する抵当権設定登記をしている。

- | | |
|------------|--|
| 1. 登記の事由 | 資本金の額の減少 |
| 1. 登記すべき事項 | 平成27年6月28日変更
資本金の額 金200万円 |
| 1. 登録免許税 | 金3万円 |
| 1. 添付書面 | 株主総会議事録 1通
公告をしたことを証する書面 2通
異議を述べた債権者に対し相当の担保を提供したことを証する書面 2通
一定の欠損の額が存在することを証する書面 1通
委任状 1通 |

【申請例65 資本金の額 減少（同時発行）】

事例： 平成27年5月22日、別紙1の登記がなされた公開会社において、取締役会で、別紙2の内容の第三者割当ての募集株式を発行する旨の決議、及び、当該募集株式の発行後、平成27年6月28日をもって、資本金の額を金500万円減少し、金1,000万円とする決議がなされ、債権者に対し、適法に、定款に定められた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙及び官報により公告がなされた。異議を述べた債権者が2名いたことから、この2名のために会社所有の不動産に対する抵当権設定登記をした。その後、株主に適法に通知を発し、募集株式の申込みに対して割当てを受けたAら10名全員から、所定の期日に、払込みがなされた。なお、払込金額は、特に有利な額ではなく、また、会社は自己株式を保有していない。

別紙 1

登記事項証明書の内容の抜粋

発行可能株式総数	8,000 株
発行済株式の総数並びに種類	発行済株式の総数
及び数	2,000 株
資本金の額	金 1,000 万円

別紙 2

取締役会の議事概要

- 1 募集株式の数 100 株
- 2 払込金額 1 株につき金 5 万円 払込場所 C銀行
- 3 申込期日 平成 27 年 6 月 24 日
- 4 払込期日 平成 27 年 6 月 28 日
- 5 増加する資本金の額は、払込金額とする。

1. 登記の事由	募集株式の発行 資本金の額の減少
1. 登記すべき事項	平成 27 年 6 月 28 日変更 発行済株式の総数 2,100 株 資本金の額 金 1,500 万円 同日変更 資本金の額 金 1,000 万円
1. 課税標準金額	金 500 万円
1. 登録免許税	金 6 万 5,000 円
1. 添付書面	取締役会議事録 1 通 募集株式の引受けの申込みを証する書面 10 通 払込みがあったことを証する書面 1 通 資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面 1 通 公告をしたことを証する書面 2 通 異議を述べた債権者に対し相当の担保を提供したことを証する書面 2 通 委任状 1 通

発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>2,000 株</u>	
	発行済株式の総数 2,100 株	平成 27 年 6 月 28 日変更 平成 27 年 7 月 1 日登記
資本金の額	金 1,000 万円	
	金 1,500 万円	平成 27 年 6 月 28 日変更 平成 27 年 7 月 1 日登記
	金 1,000 万円	平成 27 年 6 月 28 日変更 平成 27 年 7 月 1 日登記

3 準備金

1. 意義

(設例)

準備金の額は、登記されるか？

将来株式会社が損失を被るかもしれないことを想定し、その際の欠損を直ちにん補できるよう、会社法は、あらかじめ準備金を積み立てることとしている。準備金は、その積み立ての財源から、利益準備金と資本準備金とに区別される。

準備金は、貸借対照表の資本の部に計上される純然たる計算上の数額にすぎず、登記もされない。

※利益準備金と資本準備金

利益準備金…利益を財源とするもの

資本準備金…営業外の原因によって得た収益、すなわち、資本取引の結果生じた剰余金を財源とするもの

2. 準備金の額の減少

(設例)

- (1) 株式会社A商事は、募集株式の発行により資本準備金の額を 1,000 万円増加すると同時に、資本準備金の額を 1,000 万円減少しようと考えている。この場合、株主総会決議を要するか？
- (2) 株式会社が資本準備金の額を減少する場合に、債権者保護手続を省略することができる場合があるか？

(1) 決議機関

(a) 原則

準備金の額の減少は、株主総会の普通決議により、次の事項を定めて行う（会社法448条1項）。資本金の額の減少の場合と異なり普通決議で足りるとされているのは、株主の利害に関わる特段の措置が行われることがないからである。

①減少する準備金の額

②減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額

③準備金の額の減少の効力発生日

※①の減少する準備金の額は、③の効力発生日における準備金の額を超えてはならない（会社法448条2項）。

なお、資本準備金の額を減少させ、他の項目に計上される額を増加させないことはできない。株式会社は、資本金の額又は資本剰余金の額を増加する場合に限り、資本準備金の額を減少することができるからである（会社計算規26条2項前段、会社法448条）。

(b) 例外

以下の2つの要件を満たす場合は、その後に掲げる決議で足りる（会社法448条3項）。

①株式の発行と同時に準備金の額を減少する

②準備金の額の減少の効力発生日後の準備金の額が効力発日前の準備金の額を下回らない（準備金の額が結果的に減少しない）

・（非取締役会設置会社）取締役の決定（取締役の過半数の一致）

・（取締役会設置会社）取締役会の決議

(2) 債権者保護手続

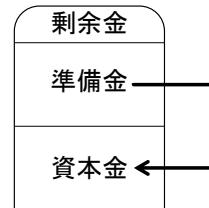
(a) 原則

準備金の額を減少するには、原則として資本金の額の減少の場合と同様の債権者保護手続が要求される（会社法449条）。

(b) 例外

以下のどちらかに該当する場合には、債権者保護手続を要しない。

①減少する準備金の額の全部を資本金の額とする場合（会社法449条1項柱書本文括弧書）



準備金を資本に組み入れることは、それだけ資本金の額が増加するから、債権者にとって有利でこそあれ不利になることはないためである。

②以下の2つの要件に該当する場合（会社法449条1項柱書ただし書）

i 定時株主総会の決議（定款の定めにより剰余金の配当を取締役会で決定することができる会計監査人設置会社では、取締役会決議でも可能（会社法459条3項））による準備金の額の減少

ii 減少後なお分配可能な剰余金が生じない（欠損てん補の場合）

この場合、会社からの財産は流出しないし、会社債権者も準備金の額が欠損てん補のために減少するのを覚悟すべきだからである。定時株主総会では正式な貸借対照表が承認され、欠損てん補のために準備金の額を減少していることが明確となるため、定時株主総会においてのみ認められる。

3. 準備金の額の増加

資本金の額の減少とともに準備金の額を増加させることができるのみならず（会社法447条1項2号、会社計算規26条1項1号）、株主総会の普通決議により、剰余金の額を減少させて、準備金の額を増加させることもできる（会社法451条、会社計算規26条1項2号、28条1項）。

4. 申請書の内容（準備金の額の減少・資本金の額の増加）

準備金の額を減少して、資本金に組み入れた場合には登記事項が発生する。

【資本金・準備金・剰余金について登記を考える視点】

資本金…登記事項である



資本金の額に変化が生じた

準備金・剰余金…登記事項ではない

場合に登記事項が発生する



(1) 登記の事由

「資本準備金（利益準備金）の資本組入れ」と記載する。

※資本準備金・利益準備金のいずれも、資本組入れをすることができる。また、資本組入れの順を定める規定はなく、資本準備金・利益準備金のどちらを先に資本組入れしてもよい。

(2) 登記すべき事項

「年月日変更

資本金の額 金 1,000 万円」等と記載する。

年月日は、準備金の資本組入れの効力発生日を記載する。

(3) 添付書面

①株主総会議事録

準備金の資本組入れを決議した株主総会の議事録

②取締役会議事録又は取締役の過半数の一致を証する書面及び会社法448条3

項に規定する場合に該当することを証する書面

募集株式の発行等と同時に準備金の額を減少し、資本組入れをするときには、募集株式の発行等において必要な添付書面のほか、これらの書面を添付する。

③減少に係る資本準備金(利益準備金)の額が計上されていたことを証する書面

(代表者作成の証明書で足りる)

資本準備金(利益準備金)は登記事項ではないため、その存在を証する書面を添付する必要がある。

④準備金の額の減少の効力発生日を変更したことを証する書面

準備金の額の減少の効力発生日は、取締役会の決議(取締役会設置会社)又は取締役の過半数の一致(非取締役会設置会社)で変更することができる。準備金の額の減少の効力発生日を変更した場合には、それを証する書面として、
取締役会議事録又は取締役の過半数の一致を証する書面を添付する。

⑤委任状

※準備金の額を減少し、その一部を資本金に組み入れた場合、原則として債権者保護手続をすることを要するが、債権者保護手続に伴う書面の添付は要しない。準備金の額は登記事項ではないからである。

※資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面(商登規61条5項)は、添付することを要しない。

(4) 登録免許税

申請件数1件につき、増加した資本金の額の1000分の7(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、3万円)である(登免法別表1.24(1)ニ)。

【申請例66 資本金への組入れ 準備金】

事例： 平成27年6月28日、定時株主総会において、同日をもって、資本準備金1,000万円の全額を減少し、資本金の額を金2,000万円に増加する決議がなされた。

- | | |
|------------|---|
| 1. 登記の事由 | 資本準備金の資本組入れ |
| 1. 登記すべき事項 | 平成27年6月28日変更
資本金の額 金2,000万円 |
| 1. 課税標準金額 | 金1,000万円 |
| 1. 登録免許税 | 金7万円 |
| 1. 添付書面 | 株主総会議事録 1通
減少に係る資本準備金の額が計上されていたことを証する書面 1通
委任状 1通 |

第5節 剰余金の配当

1 総説

(設例)

剰余金の額は、登記されるか？

会社事業による利益は、株式会社の解散の場合における残余財産の分配によつても株主に配分することができるが、現在ではほとんどの会社は存続期間を予定せず永続的に活動するため、一定の期間を区切つて出資者である株主に利益その他の剰余金の配当を行う必要がある。

株主は、本来この剰余金の配当を目的として株式会社に参加するのであるから、剰余金配当請求権は株主にとって最も重要な権利である。従つて、それは固有権であり、不合理な規制は許されない。

しかし、剰余金の配当は会社財産を減少させる行為であり、あまりに過大な額を株主に配当すると、株式会社の財産的基礎を損なうおそれが生じ、会社債権者を害する結果となりかねない。そこで、会社法は、剰余金の配当について様々な規制を設けて、一定の額を超えた剰余金の配当はできないこととともに、違法配当がなされた場合の取締役等の責任について規定している（会社法461条以下）。⑦「利益が余ったら山分け」

※剰余金の額は、登記されない。

2 剰余金配当の決定手続と要件

1. 決定手続

(設例)

株式会社A商事は、取締役会設置会社であり、会計監査人設置会社ではない。A商事は、取締役会の決議により、剰余金の配当を行うことができるのであるか？ なお、A商事の定款には、剰余金の配当の決定について別段の定めはない。

(1) 原則

会社法454条（剰余金の配当に関する事項の決定）

- 1 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
 - 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
 - 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

剰余金の配当は、その都度、株主総会の普通決議により、次に掲げる事項を定めなければならない（会社法454条1項）。

- ①配当財産の種類（当該株式会社の株式等（株式、社債及び新株予約権をいう。会社法107条2項2号ホ）を除く）及び帳簿価額の総額
- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- ③剰余金の配当の効力発生日

これは、利益を株式会社に留保して、株式会社の維持・成長を期待するか、剰余金の配当を受けて当座の現金収入を得るかという選択については、各株主間で意見が異なるのが通常であり、株主は剰余金の配当に重要な利害関係を有することから、配当について株主のコントロールを及ぼすのが適当といえるからである。

(2) 株主総会の特別決議によらなければならない場合

（設例）

株式会社が金銭以外の財産で剰余金の配当をするには、株主に金銭分配請求権を付与していても、株主総会の特別決議を要するか？

会社法454条（剰余金の配当に関する事項の決定）

- 4 配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、第1号の期間の末日は、第1項第3号の日以前の日でなければならない。
 - 一 株主に対して金銭分配請求権（当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利をいう。以下この章において同じ。）を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権行使することができる期間
 - 二 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数

配当財産が金銭以外の財産であり（現物配当。ex. 他の株式会社の株式）、かつ、株主に対して金銭分配請求権（配当財産に代えて金銭を交付することを請求する権利）を付与しない場合は、株主の保護のために、株主総会の特別決議